30　操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端正南の線以西、大分県佐伯市深島頂上と高知県宿毛市沖の島櫛ケ鼻突端とを結ぶ線以南の海域においては、操業してはならない。

31　操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端正南の線以西、大分県佐伯市深島頂上と高知県宿毛市沖の島櫛ケ鼻突端とを結ぶ線以北の海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間以外の期間は、操業してはならない。

32　船橋甲板室の周囲を、それぞれ次の区分に応じた色の塗料で塗装しなければならない。

愛媛県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　茶色（マンセル記号　7・5YR7・5／5・5）

大分県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　青色（マンセル記号　10B6／7）

宮崎県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　黄色（マンセル記号　7・5Y8・5／12）

鹿児島県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶　緑色（マンセル記号　2・5G8／3）

33　両舷側中央部に算用数字（各文字の大きさは縦百センチメートル以上、横八十センチメートル以上、各文字の太さは二十センチメートル以上、各文字の間隔は二十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

34　船首両舷側に算用数字（各文字の大きさは縦百五十センチメートル以上、横百センチメートル以上、各文字の太さは三十センチメートル以上、各文字の間隔は三十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

（日本海北区）

35　操業区域の29中最大高潮時海岸線上青森秋田両県界正西の線以北の海域においては、操業してはならない。

36　操業区域の29中青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西の線以北の海域においては、操業してはならない。

37　操業区域の29中秋田県男鹿市入道埼突端正西の線以南の海域においては、操業してはならない。

38　操業区域の29中最大高潮時海岸線上山形新潟両県界西北西の線以南の海域においては、操業してはならない。

39　操業区域の33中京都府京丹後市経ケ岬突端正北の線以西の水深三百五十メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

40　操業区域の34中最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の海域においては、毎年三月二十一日から十一月五日までの間は、操業してはならない。

41　操業区域の34中最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の海域においては、かにを漁獲の目的として操業しなければならない。

42　操業区域の34中最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域及び最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西、北緯三十六度十一秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

43　操業区域の34中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十一月一日から翌年二月末日までの間以外の期間は、操業してはならない。

44　操業区域の34中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年一月一日から四月十五日まで及び九月十六日から十月三十一日までの間以外の期間は、操業してはならない。

（日本海西区）

45　操業区域の38中島根県浜田市馬島灯台北西の線以西、同県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

46　操業区域の38中島根県江津市大崎鼻突端正北の線以東、同県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、毎年二月一日から四月三十日までの間は、操業してはならない。

47　操業区域の38中島根県出雲市十六島鼻突端から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。

48　操業区域の38中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県出雲市十六島鼻突端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

49　操業区域の37又は38中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年五月一日から同月三十一日まで及び九月一日から同月三十日までの間は、操業してはならない。

50　操業区域の37中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。

51　操業区域の38中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

52　操業区域の38中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

53　操業区域の40中島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

54　操業区域の40中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年三月一日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。

55　操業区域の40中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年六月一日から八月三十一日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの間は、操業してはならない。

56　操業区域の40中最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

57　操業区域の43中島根県浜田市馬島灯台北西の線以東の海域においては、毎年九月一日から同月十五日までの間は、操業してはならない。

58　船橋の周囲に幅二十センチメートルの青の二線を識別塗装しなければならない。

59　船橋の周囲に幅三十センチメートルの青の一線を識別塗装しなければならない。

60　船橋の周囲に幅二十センチメートルの赤の二線を識別塗装しなければならない。

61　船橋の周囲に幅十五センチメートルの赤の三線を識別塗装しなければならない。

62　船橋の周囲に幅二十センチメートルの黒の二線を識別塗装しなければならない。

63　船橋の周囲に幅二十センチメートルの黒及び白の各一線を識別塗装しなければならない。

64　船体両舷中央部分に算用数字（各文字の大きさは縦又は横五十センチメートル以上、各文字の太さは十センチメートル以上、各文字の間隔は十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

65　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ムに掲げる海域においては、操業してはならない。